

(証券コード 8922)

平成27年6月9日

## 株 主 各 位

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号  
日本アセットマーケティング株式会社  
代表取締役社長 越 塚 孝 之

### 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテル イースト21東京 3階 東陽の間  
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項  
報告事項 第16期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち「計算書類の個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.jasset.co.jp/>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

また、事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.jasset.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### (1) 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。  
議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### (2) 議決権行使のお取扱いについて

- ① インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② インターネットによる議決権行使は、平成27年6月23日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めの行使をお願いいたします。

#### (3) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### (4) システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- ① パソコン用サイトによる場合  
ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。  
イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

- (a) ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
- (b) PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® 又は、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されております。

- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

② 携帯電話端末用サイトによる場合

i モード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

※i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国 Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又はスマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

#### 4. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

## (添付書類)

# 事業報告

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

(注)文中の将来に関する事項は、本資料作成日現在において当社が判断したものであります。

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策により、株価の回復や企業の設備投資の増加、雇用情勢の改善が進む等、景気は緩やかな回復基調で推移しております。一方では消費増税後の個人消費の落ち込みの長期化や、海外景気の下振れ等のリスクもあり、先行き不透明な状況にあります。当社を取り巻く不動産業界におきましても、政府・日銀による経済政策を背景に、一部地価の上昇等持ち直しの動きを見せ、不動産の流動性に関し活性化の兆しが高まっております。

このような状況のもと、当事業年度において、当社では、不動産賃貸事業及び不動産管理事業に経営資源を集中し、不動産の効率的な活用・管理をすることにより、安定した収益の獲得を図り、当社の収益基盤の強化を目指しました。また、その他事業においては、不採算事業である不動産インターネットビジネス事業からの撤退をし、新規事業としてLED事業を展開し、新たな収益確保を図りました。さらに、当社の成長基盤となる新規収益物件の確保及び開発用地としての不動産の取得を通じた収益基盤の強化を着実に邁進するため、平成26年12月12日付で株式会社ドンキホーテホールディングスに対して第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行いました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高133億89百万円（前期比311.5%増）、営業利益56億4百万円（前期比415.1%増）、経常利益47億96百万円（前期比511.0%増）、当期純利益40億64百万円（前期比123.3%増）となりました。

当事業年度における各事業の種類別セグメントの概況（外部売上高等）は次のとおりであります。

なお、第15期まで連結ベースで記載していたため、セグメント別の状況における前期との比較に関する記載は行っておりません。

#### 「不動産賃貸事業」

当事業年度におきましては、事業用収益物件38件を新規取得し、不動産賃貸収益の増強を推進してまいりました。その結果、売上高110億99百万円、営業利益53億20百万円となりました。

#### 「不動産管理事業」

当事業年度におきましては、建物（一部物件については、土地及び建物）を取得し、賃貸借並びに事業用定期借地契約が締結されたことに伴い、不動産管理物件が増加し、それに付帯する事業の業容が拡大いたしました。その結果、売上高21億35百万円、営業利益2億95百万円となりました。

「その他事業」

当事業年度におきましては、不採算事業であった不動産インターネットビジネス事業からの撤退をし、LED事業を強化し、収益源の確保を図りました。その結果、売上高1億54百万円、営業利益62百万円となりました。

(単位：百万円)

	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	その他事業	調整額	合計
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	11,099	2,135	154	—	13,389
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	11,099	2,135	154	—	13,389
営業利益	5,320	295	62	△73	5,604

② 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は327億71百万円であります。その主な内訳は有形固定資産327億64百万円であり、不動産賃貸事業に係る事業用収益物件の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

平成26年5月に、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行をアレンジャーとして、固定資産の取得資金の確保を目的とした120億円の賃料債権流動化による資金調達を実施しました。また、同年9月に、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとして、固定資産の取得資金の確保及び株式会社ドンキホーテホールディングスからの借入金返済を目的とした75億円の賃料債権流動化による資金調達を実施しました。上記2回の調達は、当社がドン・キホーテグループ各社に対して有している賃料債権を裏付けとして調達を行ったものであります。

平成26年7月に、当社の親会社である株式会社ドンキホーテホールディングスとの金銭消費貸借契約により45億円の資金調達を行っておりますが、同年12月に期限前返済を行っており、当該借入の残高はございません。

また、平成26年9月に、固定資産の取得資金の確保を目的として、第1回無担保社債及び第2回無担保社債を発行し、各10億円、計20億円の資金調達を実施しております。

さらに、平成26年12月に第三者割当の方法にて転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行を行っており、これにより総額250億円の資金調達を実施しております。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

平成26年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社マザーズオークション及び株式会社マーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同2社の全ての権利義務を承継いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (平成24年3月期)	第 14 期 (平成25年3月期)	第 15 期 (平成26年3月期)	第 16 期 (平成27年3月期) (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	57	16	3,254	13,389
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△555	△379	785	4,796
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△817	△165	1,820	4,064
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) (円)	△1,267.19	△155.84	6.77	14.70
純 資 産 (百万円)	△169	227	3,736	7,858
総 資 産 (百万円)	394	398	58,760	93,100
1株当たり純資産額 (円)	△213.19	155.15	13.52	28.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は平成25年11月1日付で1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますことから、株式分割が第15期の期首に行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
- なお、第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

区 分	第 13 期 (平成24年3月期)	第 14 期 (平成25年3月期)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△12.67	△1.56
1株当たり純資産額 (円)	△2.13	1.55

3. 第15期まで連結計算書類を作成しておりましたが、当事業年度において連結子会社がなくなりましたので、4期分とも単体決算の数値を記載しております。

(ご参考) 前期までの連結ベースでの記載

区 分	第 13 期 (平成24年3月期)	第 14 期 (平成25年3月期)	第 15 期 (平成26年3月期)
売 上 高 (百万円)	83	131	3,378
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△595	△427	803
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△802	△205	1,833
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) (円)	△1,243.83	△193.86	6.82
純 資 産 (百万円)	△152	204	3,725
総 資 産 (百万円)	329	313	58,776
1株当たり純資産額 (円)	△191.75	139.37	13.48

- (注) 第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の、連結ベースでの1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

区 分	第 13 期 (平成24年3月期)	第 14 期 (平成25年3月期)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△12.44	△1.94
1株当たり純資産額 (円)	△1.92	1.39

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
株式会社エルエヌ	100百万円	49.19%	不動産事業

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 当社の連結子会社であった株式会社マザーズオークション及び株式会社マーズは、平成26年7月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により解散しております。

### (4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成するための、現状の課題は以下のとおりであります。

#### ① 人材の確保と組織体制の強化

ワンストップサービスを推進する上で、オペレーションスタッフと専門性の高い人材確保が急務であります。オペレーションスタッフは新卒採用を再開し、さらに専門性の高い人材は、積極的に中途採用を行い補完してまいります。人材採用は継続的に実施し、組織体制の強化を図ってまいります。

#### ② ワンストップサービスの向上

不動産の取得から賃貸管理及び保守・メンテナンスまでのワンストップサービスを提供する総合不動産業として、ドン・キホーテグループの各テナント企業様に限らず、外部のテナント企業様にご満足いただけるワンストップサービスのクオリティ改善を図り、新規テナント企業様の獲得を目指してまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業区分	事業内容
不動産賃貸事業	当社が賃貸・保有する不動産の賃貸事業を行っております。
不動産管理事業	当社が賃貸した不動産を始めとする、商業施設等における管理・運営・保守等の事業を行っております。
その他事業	不動産仲介事業、LED事業等を行っております。

### (6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

当社 本社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号  
札幌事務所 北海道札幌市中央区南2条西4丁目1番地  
大阪事務所 大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号

(注) 当社の連結子会社であった株式会社マザーズオークション及び株式会社マーズは、平成26年7月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により解散しております。



(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

事業部門	使用人数	前事業年度末比増減
不動産賃貸事業、 不動産管理事業	68名	1名減
その他事業	3名	2名減
全社（共通）	6名	4名増
合計	77名	1名増

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
77名	37.4歳	2.8年

- (注) 1. 使用人数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおりません。  
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。  
3. 平均勤続年数は、過去に転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金額残高
株式会社ドンキホーテホールディングス	1,500百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

前事業年度において、過去に発生いたしました不適切な会計処理が判明し、第三者委員会による調査の結果、過年度決算の訂正を行いました。それに伴い、課徴金等119百万円の納付を行っております。

このような事態を厳粛に受け止め、再発防止に努めるべく、当事業年度においてコンプライアンス体制及び監査体制を強化いたしました。

## 2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 500,000,000株
- ② 発行済株式の総数 276,432,400株
- ③ 株主数 19,748名（前期末比 2,054名増加）
- ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社 エルエヌ	136,000,000株	49.19%
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	19,965,900株	7.22%
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT - TREATY RATE	7,500,000株	2.71%
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES (HONG KONG) LIMITED- C L I E N T A C C O U N T	3,059,300株	1.10%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	2,698,700株	0.97%
深江 今朝夫	2,336,500株	0.84%
藤見 幸雄	2,267,700株	0.82%
渡辺 正博	1,721,200株	0.62%
塩野 芳嗣	1,605,100株	0.58%
篠田 たかね	1,482,000株	0.53%

（注）持株比率は自己株式（700株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他の新株予約権の状況

イ. 平成26年11月27日の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権の状況

新株予約権の総数	675個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	67,500,000株 (新株予約権1個につき100,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり86,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき148円
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から平成33年12月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
募集又は割当方法	第三者割当の方法により、本新株予約権の全てを株式会社ドンキホーテホールディングスに割り当てた。

ロ. 平成26年11月27日の取締役会決議に基づき発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の状況

新株予約権の総数	250個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	168,918,918株(注)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(転換価額)	1株につき148円
新株予約権の行使期間	平成26年12月15日から平成33年12月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
募集又は割当方法	第三者割当の方法により、本新株予約権の全てを株式会社ドンキホーテホールディングスに割り当てた。

(注) 新株予約権の目的である株式の数は、行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額148円で除した数とする。ただし、この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、その端数に相当する金額は会社法第283条に従って現金をもって支払う。

#### 4. 会社役員 の 状 況

##### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

当会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越 塚 孝 之	日本商業施設株式会社取締役 株式会社リアリット取締役
取 締 役	安 本 龍 司	株式会社ドン・キホーテシェアードサービス 特務管理部部长
取 締 役	進 藤 陽 介	当社 管理本部部长
取 締 役	馬 淵 亜 紀 子	弁護士 株式会社リアリット監査役
常 勤 監 査 役	鹿 谷 豊 一	株式会社ドンキホーテホールディングス 内部監査室室長
監 査 役	勝 瀬 崇	株式会社ドン・キホーテシェアードサービス 総務部部长代理
監 査 役	金 子 淳	弁護士 金子総合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役進藤陽介氏及び馬淵亜紀子氏、監査役金子淳氏は、平成26年6月26日開催の第15期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。  
 2. 取締役馬淵亜紀子氏は、社外取締役であります。また、馬淵亜紀子氏を東京証券取引所に独立役員として届けております。  
 3. 監査役勝瀬崇氏及び金子淳氏は、社外監査役であります。  
 4. 常勤監査役鹿谷豊一氏は、経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
栞 原 裕 二	平成26年6月26日	任期満了	取締役
馬 淵 亜 紀 子	平成26年6月26日	辞任	監査役（社外）

##### ③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

###### 1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 （内、社外取締役）	4名 （1名）	20百万円 （1百万円）
監 査 役 （内、社外監査役）	2名 （1名）	3百万円 （0百万円）
合 計	6名 （2名）	23百万円 （2百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記の人数は、無報酬の取締役1名（うち1名は事業年度中に辞任）及び監査役2名（うち1名は事業年度中に辞任）を除いております。  
 3. 報酬限度額は、取締役が月額30百万円、監査役が月額3百万円であります。

###### 2) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、親会社及び子会社等から役員として受けた報酬等の総額は2百万円（当社からの報酬除く）であります。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役馬淵亜紀子氏は、株式会社リアリット監査役であります。同社は、当社の親会社である、株式会社エルエヌの親会社の株式会社ドンキホーテホールディングスの連結子会社であります。

監査役勝瀬崇氏は、株式会社ドン・キホーテシェアードサービス総務部長代理であります。同社は、当社の親会社である、株式会社エルエヌの親会社の株式会社ドンキホーテホールディングスの連結子会社であり、当社と業務委託契約に基づく取引が存在いたします。

監査役金子淳氏は、金子総合法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

なお、社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等又は使用人との親族関係について、該当する事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 馬 淵 亜紀子	就任後に開催された取締役会の100%に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 勝 瀬 崇	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席いたしました。主に労務管理の分野での専門的な知識と経験を活かし、客観的な立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 金 子 淳	就任後に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 UHY東京監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針  
当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項とすることを請求します。  
また、当社の取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項とします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及び当社の子会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
  - (2) 取締役の適正な職務執行を図るため、社外監査役を2名以上おき、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
  - (3) 弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成した「コンプライアンス委員会」により、公明正大で高い倫理観に則った事業活動の確保、企業統治体制と運営の適法性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
  - (2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析、並びに発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理に関する規定を設け、リスクカテゴリーごとにリスク管理の担当部署を定めそれぞれの個別のリスクの管理を行うとともに、取締役会及び担当部署が当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告していく。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定め、あるいは既存の規程等を見直す。取締役会は、取締役会規則に基づき、毎月1回開催されるほか、必要に応じて適宜臨時に開催される。取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの責任者及びその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスの推進・徹底を図る。
  - (2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス事務局がその運営を行う。
  - (3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が社外機関へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社及び当社の子会社の業務の遂行状況について、内部監査室が適時適切に取締役会へ報告がされなければならない。
  - (2) 当社及び当社の子会社の業務の遂行の適正を確保するため内部監査室が、当社の子会社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導・支援を実施する。
  - (3) 当社の子会社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、当社の子会社の管理を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するため、監査役会事務局を設置する。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会事務局スタッフについての人事（処遇、懲罰を含む）については、事前に常勤監査役に報告しなければならない。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役又は監査役会に報告する。また、監査役は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項及びコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。
- 内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告するとともに監査役会への報告も行う。
- ⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役と取締役及び当社の子会社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を一覧し、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。

(注)上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は当社の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであり、改定後の体制は東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて開示しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。



# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,706	流 動 負 債	12,424
現 金 及 び 預 金	7,266	関 係 会 社 短 期 借 入 金	1,500
売 掛 金	154	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	140
前 払 費 用	628	債 権 流 動 化 に 伴 う 支 払 債 務	7,014
預 け 金	283	未 払 金	2,200
未 収 消 費 税 等	431	未 払 法 人 税 等	373
繰 延 税 金 資 産	1,236	前 受 収 益	1,095
そ の 他	704	そ の 他	101
固 定 資 産	82,393	固 定 負 債	72,817
有 形 固 定 資 産	80,937	社 債	1,790
建 物	48,343	換 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債	25,000
構 築 物	93	債 権 流 動 化 に 伴 う 長 期 支 払 債 務	35,792
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4	長 期 預 り 金	8,698
土 地	31,410	繰 延 税 金 負 債	349
建 設 仮 勘 定	1,085	資 産 除 去 債 務	1,186
無 形 固 定 資 産	13	負 債 合 計	85,241
ソ フ ト ウ ェ ア	4	純 資 産 の 部	
商 標 権	2	株 主 資 本	7,800
そ の 他	6	資 本 金	4,097
投 資 そ の 他 の 資 産	1,442	資 本 剰 余 金	2,290
投 資 有 価 証 券	900	資 本 準 備 金	2,290
差 入 保 証 金	406	利 益 剰 余 金	1,412
そ の 他	135	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,412
資 産 合 計	93,100	繰 越 利 益 剰 余 金	1,412
		自 己 株 式	△1
		新 株 予 約 権	58
		純 資 産 合 計	7,858
		負 債 純 資 産 合 計	93,100

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)  
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,389
売 上 原 価		7,534
売 上 総 利 益		5,854
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		250
営 業 利 益		5,604
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	203	
そ の 他	7	210
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	269	
支 払 手 数 料	35	
債 権 流 動 化 費 用	641	
そ の 他	73	1,019
経 常 利 益		4,796
特 別 利 益		
保 険 差 益	91	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	13	
そ の 他	0	105
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
課 徴 金	119	
事 業 撤 退 損	92	
そ の 他	26	239
税 引 前 当 期 純 利 益		4,662
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	368	
法 人 税 等 調 整 額	229	598
当 期 純 利 益		4,064

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新 予 約 株 権	純 資 産 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金				
平成26年4月1日残高	4,097	2,290	△2,651	△0	3,736	—	3,736
当期純利益			4,064		4,064		4,064
自己株式の取得				△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						58	58
事業年度中の変動額合計	—	—	4,064	△0	4,064	58	4,122
平成27年3月31日残高	4,097	2,290	1,412	△1	7,800	58	7,858

独立監査人の監査報告書

平成27年5月26日

日本アセットマーケティング株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実はありません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月2日

日本アセットマーケティング株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 鹿 谷 豊 一 ㊞

監 査 役 勝 瀬 崇 ㊞

監 査 役 金 子 淳 ㊞

(注) 監査役勝瀬崇及び金子淳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 現存する新株予約権が今後行使された場合の新株式の発行に備えるとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、発行可能株式総数を現行の500,000,000株から1,000,000,000株に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第2項及び第38条第2項の一部を変更するものであります。
- (3) その他、必要な文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容 (下線部分) は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000,000株とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000,000,000株とする。</u>
第7条～第27条 (省略)	第7条～第27条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第28条 (省略)	第28条 (現行どおり)
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(取締役会規則)	(取締役会規程)
第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第30条～第37条 (省略)	第30条～第37条 (現行どおり)
(監査役 of 責任免除)	(監査役 of 責任免除)
第38条 (省略)	第38条 (現行どおり)
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役会規則)	(監査役会規程)
第39条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。	第39条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。
第40条～第44条 (省略)	第40条～第44条 (現行どおり)

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役鹿谷豊一氏及び勝瀬崇氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

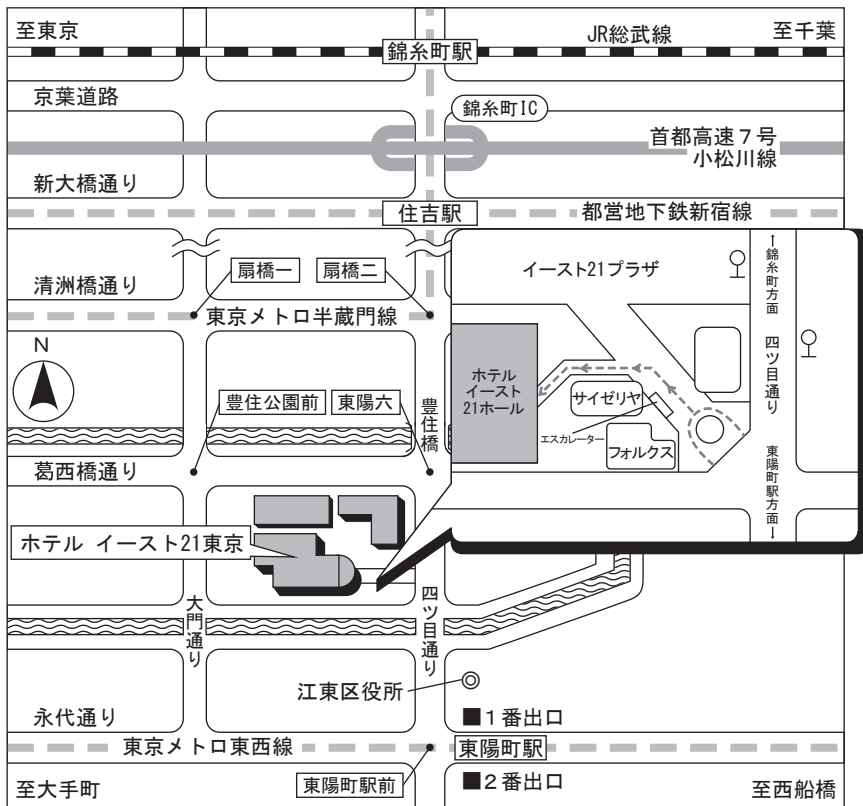
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	高居 義将 (昭和49年8月26日生)	平成16年7月 (株)ドン・キホーテ (現株)ドンキホーテホールディングス) 入社 平成25年3月 (株)ドン・キホーテシェアードサービス 業務本部グループ戦略部 サブマネージャー 平成26年3月 当社 内部監査室 室長 平成27年2月 株式会社ドンキホーテホールディングス 内部監査室 マネージャー (現任)	一株
2	宮田 勝弘 (昭和29年1月15日生)	平成9年12月 (株)不動産技術研究所 代表取締役 平成20年6月 再開発鑑定(株) 設立 代表取締役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 高居義将氏及び宮田勝弘氏は、新任の監査役候補者であります。  
 3. 宮田勝弘氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 宮田勝弘氏は、不動産業界における専門的な知識と幅広い経験を有しており、外部の視点から当社にとって有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 5. 宮田勝弘氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。さらに、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、高居義将氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
 ホテル イースト21東京 3階 東陽の間  
 電 話 03 (5683) 5683 (代表)



交 通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分  
 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅より  
 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅北口行>で約10分  
 豊住橋（東京イースト21）下車  
 JR総武線 錦糸町駅より  
 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅北口行>で約15分  
 豊住橋（東京イースト21）下車